

# 「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例指導基準」制定のお知らせ

## 1 趣旨

平成21年7月1日より「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」(以下、「条例」という。)及び「同条例施行規則」(以下、「施行規則」という。)を施行し、中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に伴う紛争の防止及び調整に努めてまいりました。このたび、条例の目的である良好な近隣関係の形成及び保持に資するため、既に事業者に対して条例及び施行規則の運用にあたり行政指導しているもの、紛争調整等への参加者及び条例施行に伴う任意様式について明文化し、「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例指導基準」(以下、「指導基準」という。)を制定いたしましたのでお知らせいたします。

今後とも本指導基準も含め、良好な近隣関係の形成及び保持に資するために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 2 指導基準の概要

### ・基準の名称

さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例指導基準

・制定 平成22年 3月16日

・施行 平成22年 4月 1日

### ・主な基準の概要

1) 書類の提出先について

2) 追加図書について

3) テレビジョン放送の電波の受信障害に関する調査報告書について

4) あっせん又は調停の出席者について

5) 規則に定めていない様式について

6) 他市にまたがる場合の措置について

その他詳細は、さいたま市のホームページでご確認ください。

さいたま市 Web <http://www.city.saitama.jp/index.html>

「紛争防止条例」で検索ください

## 3 問い合わせ先

指導基準に関すること

建築部 建築総務課 管理係

直通) 048 - 829 - 1538